

令和3年第5回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和3年10月21日（木）午後2時～

場 所 越谷市役所第2庁舎5階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

（1）赤字削減・解消計画の見直しについて IV

資料1

・答申（案）

資料2

4. そ の 他

5. 閉 会

参考資料1

「赤字削減・解消計画の策定について（答申）」の写し

赤字削減・解消計画の見直しについて IV

～答申(案)の検討～

令和3年10月21日

(令和3年第5回国保運営協議会)

1 前回会議の振り返り

(1) 令和8年度までの赤字額の見込み（見直し（案）の再試算）

- ・第3回会議（前々回の会議）の計画の見直し（案）について、医療費縮減の効果や応能応益割合変更による県負担金の増、収納率の向上などを見込み、令和8年度までの赤字額を再試算した。
- ・再試算の結果、一人当たりの赤字額は21,000円から19,800円に修正となった。
- ・再試算では、見直しの時期を、意見が多かった「毎年」と「2年おき」の2パターンで行い、それぞれのメリット、デメリットを整理した。

(2) 他市町村の保険税の見直し状況について

- ・埼玉県内の市町村における過去5年の税率改定回数は、1回、若しくは2回が多数を占めていた。
- ・本市と同規模及び近隣の市でもそれぞれ税率改定を行っているが、毎年見直しは「さいたま市」のみであった。

(3) 保険税額シミュレーション

- ・令和4年度の保険税率改定について、「毎年」と「2年おき」の2パターンでシミュレーションを行った。
- ・毎年見直しでは、最も多い所得階層で、4人世帯で8,500円、単身世帯で5,500円の増額となった。
- ・2年おきの見直しでは、最も多い所得階層で、4人世帯で11,600円、単身世帯で7,600円の増額となった。

(4) 見直し案に対する主な意見

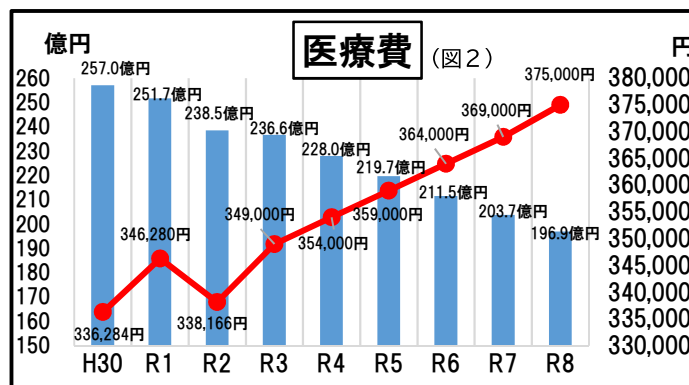
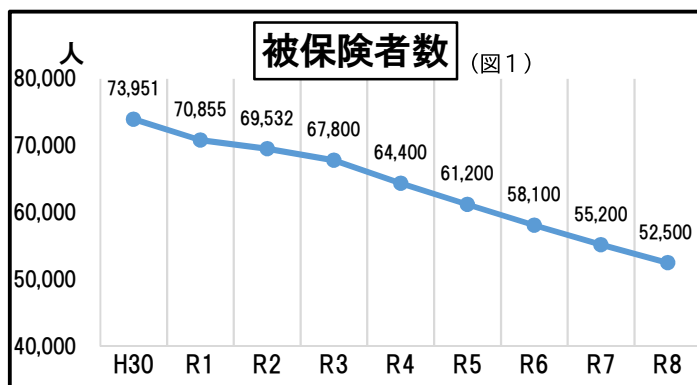
- ・保険税を支払う側から考えると毎年の見直しは負担に感じるのではないかと思う。
- ・2年おきの見直しだと、据え置く年度があるため、毎年の見直しよりも負担感が和らぐと思う。
- ・他市町村でも毎年見直しの団体は殆どなく、診療報酬の改定も2年おきなので、2年おきの見直しが良いと思う。

2 答申に当たっての議論の整理（これまでの会議のまとめ）

（１）越谷市の国民健康保険の状況と埼玉県国保運営方針（第２期）の策定

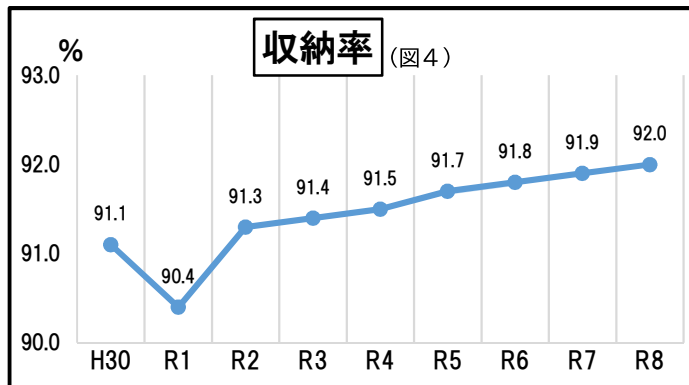
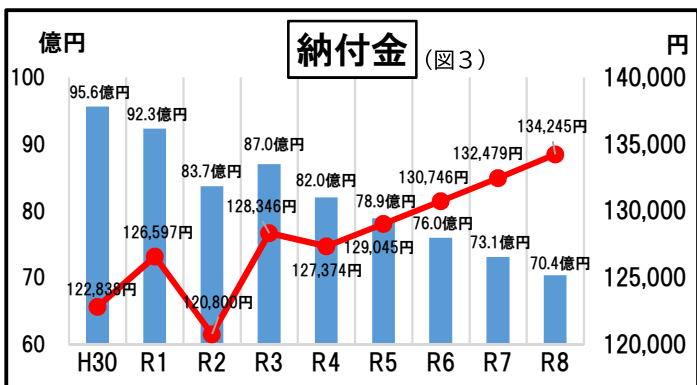
ア 基礎的データの状況

- ・被保険者は、年々減少しており、今後も減少が見込まれる（図１）。
- ・被保険者の減少に伴い、医療費の総額は減少していくが、一人あたりは増加していく（図２）。
- ・同様に国民健康保険事業費納付金の総額は減少していくが、一人あたりは増加していく（図３）。特に、後期高齢者支援金分と介護保険分は他の制度に起因し、国保側では制御できない。
- ・収納率は、概ね９０％～９１％台で推移（図４）しているが、県運営方針では９２％以上が目標である。



〈前提〉

- ・データは、令和２年度までは実績、令和３年度以降は見込み。
- ・令和３年度以降の収納率は、令和８年度までに９２％となるよう設定。



イ 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)の策定

- ・昨年12月に埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)が策定された。
- ・新たな運営方針では、保険税の準統一を令和9年度とし、赤字解消目標はその前年度の令和8年度とされた。
- ・また、赤字としていなかった保健事業(年間約3億円)も赤字対象とされ、赤字額が増加することとなった。
- ・以上により、令和10年度の解消が目途の本市赤字削減・解消計画は大きな見直しが必要となった(表1)。

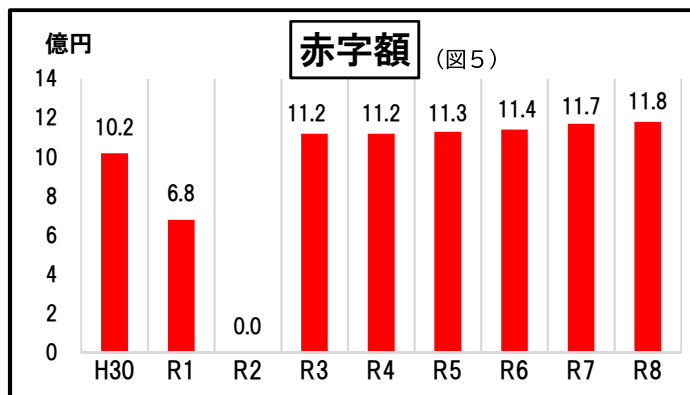
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
本市の計画	計画策定	赤字削減・解消計画									
		税率改定				赤字半減					
県運営方針		第1期			第2期						
									赤字解消 目標年次	保険税の 準統一	

赤字解消の
目標年次が
前倒しに

(表1)

ウ 赤字削減・解消計画の進捗状況と今後の見通し

- ・従来の赤字削減・解消計画は、概ね計画どおりに進んでおり、令和2年度は納付金の減少で一時的に赤字が解消された。
- ・赤字削減・解消に向けては、保健事業、医療費縮減対策、収納率向上対策など様々な取組みを行っている。
- ・ただし、現行の保険税率を維持した場合、令和4年度以降は毎年約11億円の赤字が続く見込みである(図5)。



〈前提〉

- ・データは、令和2年度までは実績、令和3年度以降は見込み。
- ・令和2年度までは、赤字額に保健事業を含んでいない。
- ・令和2年度は、納付金が平成30年度の精算で大きく減少したため、一時的に赤字が解消された。

(2) 保険税率の状況

ア 越谷市の保険税率と埼玉県標準保険税率

- ・本市の保険税率は、統一保険税の目安となる埼玉県の標準保険税率とは大きな差が見られる（表2）。
- ・医療分の所得割は高いものの、後期高齢者支援分と介護保険分は所得割・均等割とも低い状況にある。
- ・また、応能応益割も10ポイントほどの差異があり、段階的に見直していく必要がある。

		越谷市	埼玉県標準保険税率	標準保険税率との差異
所得割率 (応能割)	医療分	8.20%	6.43%	▲1.77%
	後期高齢者支援分	2.20%	2.46%	0.26%
	介護保険分	1.90%	2.67%	0.77%
	合計	12.30%	11.56%	▲0.74%
均等割額 (応益割)	医療分	26,500円	37,814円	11,314円
	後期高齢者支援分	9,000円	14,130円	5,130円
	介護保険分	9,500円	19,503円	10,003円
	合計	45,000円	71,447円	26,447円
応能割：応益割		65：35	55：45	－

(表2)

イ 他市との比較

	医療分		後期高齢者支援分		介護保険分		合計		直近の 税率改定
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	
越谷市	8.20%	26,500円	2.20%	9,000円	1.90%	9,500円	12.30%	45,000円	R元年度
川越市	7.35%	24,700円	2.40%	8,400円	2.00%	11,300円	11.75%	44,400円	R3年度
川口市	7.45%	28,000円	2.50%	9,000円	1.30%	13,000円	11.25%	50,000円	
さいたま市	7.51%	29,500円	2.24%	9,100円	2.10%	10,200円	11.85%	48,800円	R3年度
草加市	7.30%	27,000円	2.30%	7,800円	1.80%	9,800円	11.40%	44,600円	R2年度
春日部市	6.80%	31,900円	2.05%	12,200円	1.50%	11,700円	10.35%	55,800円	H30年度

(表3)

(3) 赤字解消・削減計画の見直しについて

ア 計画の見直し(案)について

- ・令和8年度までの赤字解消には保険税の見直しが必要であり、県の標準保険税率を目標に応能応益割合も段階的に見直していく必要がある。
- ・保険税率の見直しについては、毎年、2年おき、3年おき、4年おきの4パターンが考えられる。
- ・3年おき、4年おきでは1回あたりの引上げ額が大きく、市民負担を考慮すると毎年または2年おきの改定が妥当である。
- ・毎年の場合、1回の改定で一人当たり平均4,000円の引上げとなる。
- ・2年おきの場合、1回の改定で一人当たり平均6,600円の引上げとなる。

(案1) 毎年の見直し

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	増額合計
一人当たり保険税額	89,400円	93,400円	97,400円	101,400円	105,400円	109,200円	—
対前年度増減率	—	4.5%	4.3%	4.1%	3.9%	3.6%	—
対前年度増減額	—	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	3,800円	19,800円
法定外繰入れ必要額 (赤字額)	11億2,300万円	7億3,500万円	4億9,900万円	2億9,700万円	1億3,300万円	0円	—
応能応益割合	65:35	63:37	61:39	59:41	57:43	55:45	—

(案2) 2年おきの見直し

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	増額合計
一人当たり保険税額	89,400円	96,000円	96,000円	102,600円	102,600円	109,200円	—
対前年度増減率	—	7.4%	±0%	6.9%	±0%	6.4%	—
対前年度増減額	—	6,600円	±0円	6,600円	±0円	6,600円	19,800円
法定外繰入れ必要額 (赤字額)	11億2,300万円	5億5,500万円	5億9,700万円	2億2,800万円	3億0,800万円	0円	—
応能応益割合	65:35	62:38	—	59:41	—	55:45	—

(表4)

イ 計画の見直しについての意見集約

- ・県運営方針で令和8年度までの赤字解消が目標とされたこと、また、赤字補填のための一般会計からの法定外繰入は市民の二重負担となることから、令和8年度までに赤字を解消する計画へと見直しが必要である。
- ・計画の見直しに当たっては、医療費縮減や収納率向上などの取組みによって赤字額の縮減に努めることが重要である。
- ・保険者としてこれらの取組みを行ってもなお、赤字を解消できるほどの十分な効果が見込めないことから、保険税率の引上げはやむを得ないとする。
- ・また、県の標準保険税率の応能応益割合を目標に、段階的に見直しすることが必要である。
- ・保険税率は、令和8年度までの解消と被保険者の負担を考慮し、毎年または2年おきに改定することが適当である。

3 補足

(1) 保険税率の見直しに伴う影響

- ・ 保険税率の見直しにあたっては、県の標準保険税率を目標に応能応益割合も段階的に見直す（65：35→55：45）必要があるが、応益（均等割）の比重が高くなることから、低所得者層への負担が比較的重くなることとなる。
- ・ 特に国民健康保険の被保険者は、低所得者層が多いことから、そうした影響に対する対策を講ずることも重要となる。
- ・ 具体的には、きめ細やかな納税相談を引き続き行っていくとともに、急激な収入減などに対する保険税減免基準の策定などの対策が考えられる。

(2) 制度に対する要望

- ・ 国民健康保険の被保険者は、被用者保険と比較して年齢構成が高く、一人当たりの医療費が高くなっている。また、後期高齢者の増加や介護需要の増大などに伴い、被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金も増加が見込まれるなど構造的な問題を抱えている。
- ・ そのため、法律等により国・県から公費が入れられているが、十分とは言えず、国・県に対しては、国保協議会や全国市長会など関係団体を通じて、公費の拡充の要望を続けてきた。今後においても、国民健康保険の財政基盤の強化や子どもの均等割軽減の拡充などを引き続き要望していく必要がある。

(案)

令和 3 年 (2021 年) 月 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市国民健康保険運営協議会
会 長 関 森 初 義

赤字削減・解消計画の見直しについて（答申）

令和 3 年 6 月 2 4 日付け越国年第 3 7 5 号で市長から諮問のあった「赤字削減・解消計画の見直しについて」、別添のとおり答申します。

答 申

平成30年度から県と市町村が共同で国民健康保険を運営する新たな制度が始まって3年が経過しましたが、本市の国民健康保険は、高齢者や低所得者の割合が高いことによる脆弱な財政基盤、少子高齢化や医療技術の高度化等に伴う一人当たりの医療費の増加などの要因により、一般会計から赤字補填のために多額の法定外繰入を行っており、依然として大変厳しい財政運営が続いています。

今後についても、被保険者の減少が続くことで、総額ベースでは医療費や国民健康保険事業費納付金は減少していくものの、一人当たりベースでは医療費や納付金は増加が続き、後期高齢者の増加や介護需要の増大なども相まって、赤字が続いていくことが見込まれます。

こうした中、令和2年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」において、赤字解消の目標年次が『令和8年度まで』とすることが明示されるとともに、これまで赤字とされていなかった保健事業も解消すべき赤字の対象とされたことから、令和10年度を目途に赤字を解消することとしていた現行の本市「赤字削減・解消計画」を見直す必要が生じました。

このような背景を踏まえ、当協議会は、この度の「赤字削減・解消計画の見直しについて」の諮問に対し、越谷市国民健康保険の財政状況と被保険者の保険税負担を勘案の上、慎重に協議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

1. 赤字削減・解消計画の見直しについて

埼玉県国民健康保険運営方針は、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定された国民健康保険運営における基本方針であり、その方針で令和8年度までの赤字解消が目標とされたこと、また、赤字補填のために一般会計から法定外繰入を行うことは国民健康保険以外の健康保険に加入する市民にとって二重負担となることから、越谷市が抱える赤字を令和8年度までに解消するよう、赤字削減・解消計画を見直しすることが適当であると考えます。

計画の見直しに当たっては、以下の項目を前提として見直しされることを望みます。

(1) 計画の見直しに当たっては、第一に、保険者の更なる取組みによって赤字額の縮減に努めることが重要である。

①特定健康診査や生活習慣病重症化予防対策事業の実施など、被保険者の健康の保持増進のための「保健事業の推進」

②ジェネリック医薬品の更なる利用促進やレセプト点検の充実強化などの「医療費縮減対策の推進」

③保険税の徴収対策の強化や口座振替の促進などによる「収納率向上対策の推進」

(2) 保険者としては、(1)の①～③についての取組みを行ってきたが、赤字を解消できるほどの十分な効果が見込めないことから、保険税率の引上げはやむを得ないものとする。

(3) 保険税の見直しに当たり、医療分は保険者による医療費縮減対策などの取組みができる一方で、後期高齢者支援金分及び介護保険分は他の制度に起因しており、国民健康保険制度内の取組みだけで赤字を解消させることが出来ないことから、後期高齢者支援金分と介護保険分での歳入不足の解消については、保険税率の改定が適当である。

(4) 埼玉県の実行方針では県内市町村の保険税水準の準統一を令和9年度を目途としており、その準統一に向け、応能応益割合（応能割：各人の負担能力に応じて賦課する所得割、応益割：世帯や被保険者の人数に比例する均等割）を、令和8年度までに、県の標準保険税率の応能応益割合を目標に、段階的に見直しすることが必要である。

2. 令和4年度の保険税率改定及びその後の見直し時期について

(1) 埼玉県の実行方針に示されている令和8年度までの赤字解消を考慮すると、令和4年度に保険税率を改定することが妥当であると考えます。

(2) 令和4年度以降の保険税率の見直し時期については、令和8年度までの赤字解消と被保険者の負担などを総合的に検討した結果、 見直しすることで、保険税率の急激な引上げによる激変を緩和することができるものと考えます。

ただし、今後の国民健康保険事業費納付金の推移や社会情勢等を勘案し、

見直し時期については弾力的に判断を行うことも必要であると考えます。